

助成金Q&A

公益財団法人 ハローズ財団

NO	質問内容	回答
1	募集要項に記載されている応募可能の地域とはどこですか？	広島県、岡山県、兵庫県、愛媛県、香川県、徳島県の6県です。
2	団体名や代表者名は公表されますか？	助成金給付対象に選ばれた場合、団体名、活動テーマ、地域、代表者名を財団ホームページで公表させていただきます。
3	学校関係の場合、申請は学校単位ですか？	研究室、ゼミ、サークル、クラブ活動、クラス単位等で応募可能です。 食に関する学術・教育・研究を行うことも、すべて食育活動と位置付けております。
4	専門学校でも応募は可能ですか？	学校法人であれば応募可能です。
5	学園祭や文化祭で行う食べ物の販売活動は対象になりますか？	対象になりません。
6	助成金の振込先の口座名義は代表者や個人名義でも大丈夫ですか？	個人名義ではなく、団体固有の口座が必要です。
7	個人の活動について応募はできますか？	実際に活動を行う構成員が3人以上いる団体が対象になります。
8	助成金は返還の義務はありますか？	返還の義務はありません。 但し、遵守事項に違反した場合は返還していただく場合があります。
9	助成金を使用した後に報告義務はありますか？	助成期間終了後、活動報告書と収支報告書を提出してください。(財団指定用紙、ハローズ財団HPからダウンロードできます。)
10	助成金は使い切らないといけないのでしょうか？	助成期間中に計画に基づいて使い切ってください。助成期間終了後に収支報告書を提出していただきます。
11	助成金の使途に制限はありますか？	助成目的にあった活動で、機材費、食材費、書籍購入費、会場費、印刷費、消耗品費、旅費、交通費、講師謝金等に対して使用することができます。 但し、以下に該当する場合は、助成金を活用することはできません。 (1) 団体等の運営に必要な経常的な維持管理費 (2) 人件費、飲食費